



9月7・8日に開催される「2013北海道・東北 B-1グランプリin十和田」の情報をお届けします♪



4月10日、市役所で第1回北海道・東北 B-1 グランプリin十和田実行委員会（今泉湧水会長）が行われました。官庁街通り周辺を会場に10万人の来場者を想定しています。

◆ポスターデザインが決定

各出展団体がのぼりを持ち、現代美術館や十和田湖などを背景に描いたアートのまち・十和田ならではのポップなデザインとなりました（◀参照）。今後、ホームページやFacebookなどを立ち上げ、PRを行っていきます。

◆ゲストに甲府鳥もつ煮でみなさまの縁をとりもつ隊

出展団体は愛Bリーグ北海道・東北支部加盟の20団体（予定）のほか、ゲスト団体に山梨県甲府市の「甲府鳥もつ煮でみなさまの縁をとりもつ隊」の出展が決定しました。とりもつ隊は、第5回B-1グランプリin厚木でゴールドグランプリを獲得しています。



ボランティアスタッフ募集しています！

当日の会場スタッフを募集しています。高校生以上のかたならどなたでも参加できます。申し込み期限は6月28日(金)までです。

☎ 同実行委員会事務局（十和田商工会館4階） ☎ 241635

あなたの街の法律相談



～第7回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は、「訪問販売・通信販売」についてです。

☎ まちづくり支援課 ☎ 6777

Q これは別に、インターネットの通信販売で服を買って届いた商品を着てみましたが、気に入らないので返品できるでしょうか。

Q 私は、3日前、突然自宅にやって来たA社の営業マンに勧められて、英会話の教材を30万円で購入しました。しばらくして考え直し、この教材を使わなくても英会話の勉強はできると思えました。そこで、商品を戻して代金を返してほしいと思っています。どうすればいいでしょうか。

A クーリング・オフという制度があります。これは、あなたのように訪問販売で契約した後で、冷静に考え直して契約をとりやめたくなったような場合に、契約をなかつたこととして支払った代金を返すよう求めることができる制度です。

Q 具体的にはどのような制度でしょうか。

A 業者は、契約する際に、申込書面と契約書面を購入者に渡さなければなりません。あなたとしては、この書面を受け取った日から数えて8

日間のうちに、契約を解除することを記載した書面を業者に送る必要があります。後日送ったかどうかを争いとなることを防ぐためにも、配達証明付きの内容証明郵便で出すことをお勧めします。クレジット契約（分割払）の場合には、解除書面を信販会社にも送っておくといいたいでしょう。

A 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。クーリング・オフは、業者から不意打ち的に勧誘を受けて、冷静な判断ができませんままに契約してしまった消費者を守るための制度であって、インターネットのサイトを見て自分から申し込んで買った場合には、自分の意思で冷静に判断して購入したと考えられるからです。ただし、業者には、返品の可否や条件について、必ず広告に表示するよう義務付けられていますので、その表示がない場合には、商品の引き渡しを受けた日から数えて8日以内であれば、返品することができます。

（文責…弁護士 橋本 明広）
☎ 十和田ひまわり基金法律事務所
☎ 25162